

質問 日本人同士で養子縁組をしたいのですが。

回答

養子縁組とは、自然血縁による親子関係がない者又は嫡出親子関係がない者の間に、嫡出親子関係を創設する法律行為であって、届出によって成立します。

養子縁組によって養子は養親の嫡出子たる身分を取得し、養親の血族との間においても自然の血族との間における親族関係と同一の親族関係を生じます。

養子とその実親との間の法律上の親子関係は消滅せず、縁組後も互いに相続、扶養の権利義務を有します。

養子は養親の氏を称し、養親の戸籍に入ります。ただし、養親が戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の者であるときは、養親について新戸籍が編製され、その戸籍に養子が入ります。

夫婦で養子となる場合又は婚姻の際に氏を改めなかった者が養子となる場合は、養子夫婦について新戸籍が編製されます。ただし、その養子夫婦の子はそのままではその戸籍に入りません。

養子が未成年であるときは、養親の親権に服します。

➤ **養子縁組をするにはどのような実質的要件がありますか**

養子縁組をするためには以下のような要件があります。

1. 当事者間に縁組をする意思の合致があること。
2. 養親となる者が 20 歳に達していること。
3. 養子となる者が養親となる者の尊属又は年長者でないこと。
4. 養子となる者が養親となる者の嫡出子又は養子でないこと。
5. 後見人が被後見人を養子とする場合には、家庭裁判所の許可があること。
6. 配偶者のある者が未成年者を養子とする場合には、養子が配偶者の嫡出子であるとき又は配偶者がある者がその意思を表示することができないときを除き、配偶者ととも縁組をすること。なお、配偶者が意思を表示することができない場合に他の一方が双方の名義で縁組をすることはできません。
7. 配偶者のある者が養親又は養子となる場合には、配偶者ととも縁組をするとき又は配偶者がある者がその意思を表示することができないときを除き、配偶者の同意があること。
8. 養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人がこれに代わって縁組の承諾をすること。
9. 養子となる者が未成年者であるときは、家庭裁判所の許可があること。ただし、自己又は配偶者（死亡した配偶者は含まれません）の直系卑属を養子とする場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

➤ **届出人は**

養親及び養子となる者（養子となる者が15歳未満の場合は縁組の代諾をする者）。

➤ **届出地は**

養親及び養子となる者の本籍地又は所在地。

杉並区では戸籍係（区役所本庁舎1階3番窓口）のみで取り扱います。

➤ **届出に必要な添付書類などは**

届書には成年の証人2人以上の署名押印（注意）及び養子が養親の戸籍に入籍すべきときはその旨、養子について新戸籍を編製すべきときはその旨、養親について新戸籍を編製すべきときはその旨、法定代理人が代諾する場合に同意を要する監護者の有無等を記載するとともに、以下の書類が必要となります。

1. 未成年者を養子とする場合（養親となる者又はその配偶者の直系卑属を養子とする場合を除きます。）又は後見人が被後見人を養子とする場合は家庭裁判所の縁組許可の審判書謄本。
2. 児童福祉施設の長が代諾する場合は都道府県知事の許可書の謄本。
3. 特別代理人が代諾する場合はその選任に関する審判書謄本。
4. 15歳未満の者を養子とする場合、法定代理人のほかに養子となる者の父母である監護者があるときはその者の同意書。
5. 配偶者のある者が単独で縁組をする場合はその配偶者の同意書。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

（注意）令和6年3月1日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。